

国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。

医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いします。

当センターは2023年(令和5年)7月に紹介受診重点医療機関となったことに伴い、選定療養費を以下のとおり改定いたします。

改定日：令和6年1月1日

■当センターにおける「特別の料金」の内容（赤字・下線は、令和6年1月1日からの見直し内容）

対象となる患者	初診	他の医療機関からの <u>紹介状なしで受診する患者</u>
	再診	当院から、他の医療機関への <u>紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者</u>
特別の料金	初診	医科・歯科 2,820円 ⇒ <u>7,700円</u>
	再診	医科・歯科 なし ⇒ <u>3,300円</u>

※ 緊急その他やむを得ない事情がある場合は、「特別の料金」を徴収しないことがあります。

※ 「特別の料金」の額には、消費税分が含まれます。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- このため、国の制度により、当院は、紹介状を持たずに外来受診する患者等のみなさまから、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとされています。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。